

2012年9月6日～7日
北千住駅前シアター1010
(せんじゅ)

日本全国の
先進施設が
最新の取り組みと
成功事例を
紹介します!

第8回全国高齢者ケア研究会 先進事例フォーラム in 東京

9月6日(木) 15:00～18:30

10年・20年後の高齢者介護がわかる!

地域包括ケアの未来

9月7日(金) 10:00～16:30

重度化する施設に必要な新しいケアの常識

グレードアップケアで施設を変える

9月6日

地域包括ケアとは?

地域とともにある施設
住民に必要とされる施設

新たな施設が次々につくられ、施設同士の生き残りをかけた競争は激化していきます。都市部も地方都市も介護施設は地域に必要とされる存在でなければなりません。住民とともに作りあげたアイディアあふれる事例を紹介します。

9月7日

重度化する施設を救うグレードアップケア
高齢者介護の状況は
急激に変化しています!

近年、高齢者介護の状況は大きく変わってきています。なかでも問題なのが施設の重度化。10年前のケアの常識はもはや通用しません。運営を安定させ、職員を定着させ、ケアをレベルアップさせ、重度化に対応できるグレードアップケア。いち早く取り入れた先進施設の成功事例を紹介します。

【開催内容問い合わせ】 社会福祉法人聖風会 千住桜花苑 〒120-0041 東京都足立区千住元町 18-19
電話 03-5244-6881 FAX 03-5244-6880 e-mail senju_oukaen@seifuukai.or.jp
担当 近藤常博 (こんどう つねひろ) 渡邊秀雄 (わたなべ ひでお)

【参加申し込み問い合わせ】 近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本
〒130-0022 東京都墨田区江東橋 3-4-2 錦糸町マークビル 3階
電話 0570-064-205 FAX 03-6730-3230 e-mail tourdesk39@or.knt.co.jp
「全国高齢者ケア研究会先進事例フォーラム in 東京」係



9月6日(木) 15:00～18:30

10年・20年後の高齢者介護がわかる!

地域包括ケアの未来

15:00～16:30

シンポジウム

日本の介護の未来はここにある!

地域とつくる「住民参画型地域包括ケア」

閉鎖された施設にしないために

地域包括ケアを形づくるケアセンターは、小さいだけでは閉鎖された施設になってしまう可能性があります。地域に開かれ、地域住民から支持される施設になるために先進施設は何をおこなっているのでしょうか? 月1回の「百円居酒屋」開催、ショッピングセンター内のケアセンター、在宅部門あげての住民参画への取り組み、住民といっしょにつくったケアセンターなど、日本の介護の未来を示す先進事例を紹介します。

社会福祉法人安岐の郷(大分県国東市) 総合施設長 高橋とし子
社会福祉法人六親会(千葉県印西市) 常務理事 湯川智美
社会福祉法人恵仁会(鹿児島県鹿屋市) 本部長 林田貴久
特定非営利活動法人一期一会(神奈川県伊勢原市) 理事長 川上道子
司会 特定非営利活動法人全国高齢者ケア研究会 研究委員長 泉田照雄

16:45～18:25

シンポジウム

日本で最も進んだ地域包括ケアの実践者と考える

地域包括ケアの未来、成功する地域包括ケア

地域包括ケアで成功するためには何が必要なのか?

北海道美瑛町は、日本で最も地域包括ケアが進んだ町です。町には特別養護老人ホームや老人保健施設の待機者がほとんどいません。長野県のアザレアン真田は、日本で最も古くから地域包括ケアを実践してきました。茨城県の医療法人博仁会には、都市型地域包括ケアのモデル施設があります。日本で最も進んだ地域包括ケアの実践者といっしょに、成功する地域包括ケアに必要なポイントについて考えます。

社会福祉法人美瑛慈光会(北海道美瑛町) 理事長 安倍信一
医療法人博仁会(茨城県常陸大宮市) 理事長 鈴木邦彦
社会福祉法人恵仁会(長野県上田市) 常務理事 宮島渡
厚生労働省 政策統括官(社会保障担当) 香取照幸(予定)
司会 特定非営利活動法人全国高齢者ケア研究会 研究委員長 泉田照雄

9月7日(金) 10:00 ~ 16:30

重度化する施設に必要な新しいケアの常識

施設を救うグレードアップケア

10:15~11:00

講演

ユニットケアの先進施設が作りだした新しいケア

グレードアップケアとは何か？

日本の入居系施設は利用者の重度化が進みます。グレードアップケアは、重度化に対応するためにユニットケアの先進施設によって開発された新しいケアです。グレードアップケアで重要な「総合個別ケース記録」、「申し送りシート」、「ユニット会議議題書」など、グレードアップケアの基本をわかりやすく解説します。

特定非営利活動法人全国高齢者ケア研究会 研究委員長 泉田照雄

11:05~11:20

事例発表

個別ケア、トータルケアには不可欠！ グレードアップケアの第一歩

総合個別ケース記録とダブルチェック

グレードアップケアの第一歩は「総合個別ケース記録」の導入とそのダブルチェック。ダブルチェックがなぜ必要なのか？ ダブルチェックを行っているケアがどう変わっていくのか？ 事例にもとづいて説明します。

特別養護老人ホームさくら園（三重県松阪市） 副施設長 金谷龍太郎（調整中）

11:20~12:00

シンポジウム

ケアのレベルが飛躍的に向上する！

総合個別ケース記録ダブルチェックのポイントと実際

総合個別ケース記録のダブルチェックのポイントを紹介します。また、ダブルチェックによってケアがレベルアップしていった様子を、グレードアップケア先進施設の現場スタッフが報告します。

特別養護老人ホーム千住桜花苑（東京都足立区） 課長 渡邊秀雄

特別養護老人ホーム足立新生苑（東京都足立区） 係長 本多真樹

特別養護老人ホームひろた（愛媛県砥部町） 主任生活相談員 西岡真由美

特別養護老人ホーム網走レインボーハイツ（北海道網走市） 主任生活相談員 横田伸也

特別養護老人ホームつつじ苑（千葉県富津市） ユニットリーダー 皆川太

司会 特別養護老人ホーム網走レインボーハイツ（北海道網走市） 施設長 石丸司

12:00~13:00 休憩

13:00~13:15

事例発表

ケアについて情報共有するための必須ツール

申し送りシートとユニット会議議題書

「申し送りシート」と「ユニット会議議題書」は、ケアについて情報共有するための必須シートです。シートの解説と現場での使い方を、解説します。

特別養護老人ホームガリラヤ荘（愛媛県東温市） 主任 高橋雅志

13:15~14:15

シンポジウム

グレードアップケア先進施設はココが違う！大きく差がつく！

先進施設の「申し送り」の実際

毎朝の申し送りは、施設のケアレベルがダイレクトに反映されます。グレードアップケアの申し送りは、「総合個別ケース記録」のダブルチェック、「介護の知識50」など、ケアの集大成の場所となります。ケアの知識と経験を直接伝える機会です。先進施設の申し送りの実際を報告します。

特別養護老人ホーム鷹栖さつき苑（北海道鷹栖町） 課長 尾上健介
特別養護老人ホーム鈴鳴荘（大分県国東市） 生活相談員 藤原広人
特別養護老人ホーム羊蹄ハイツ（北海道倶知安町） 部長 高島慎也
司会 特別養護老人ホーム鷹栖さつき苑（北海道鷹栖町） 施設長 波瀾幸敏

14:15~14:30 休憩

14:30~15:00

特別講演

下剤を減らし自然な排便をうながす排泄ケアのために

排泄ケアの強い味方＝玄米食

グレードアップケアの施設では、自然な排便をうながす排泄ケアをおこなうために「玄米食」に取り組んでいます。多くの施設で下剤を減らすことができました。驚きの効果と実際を報告します。玄米食メニューも合わせて紹介します。

特別養護老人ホーム美瑛慈光園（北海道美瑛町） 部長 安藤挙利

15:00~16:30

シンポジウム

離職が減り、稼働率がアップ！

グレードアップケアで施設がよくなった

グレードアップケアに取り組むとケアレベルが上がり、スタッフのやる気が出てきて、離職が減り、施設稼働率があがってきます。ここ数年間離職者ゼロの鷹栖さつき苑が事例発表をします。実践施設の施設長が集まりグレードアップケアのメリットについて考えます。

特別養護老人ホーム鷹栖さつき苑（北海道鷹栖町） 施設長 波瀾幸敏
特別養護老人ホーム千住桜花苑（東京都足立区） 施設長 近藤常博
特別養護老人ホーム羊蹄ハイツ（北海道倶知安町） 施設長 追立正夫
特別養護老人ホーム淑徳共生苑（千葉県千葉市） 施設長 林房吉
特別養護老人ホームつつじ苑（千葉県富津市） 施設長 今木康之
司会 特定非営利活動法人全国高齢者ケア研究会 研究委員長 泉田照雄

平成24年7月吉日

特定非営利活動法人全国高齢者ケア研究会

「第8回 全国高齢者ケア研究会 先進事例フォーラム in 東京」

これからの施設ケアの常識！

施設を変えるグレードアップケア

既存施設、新型施設、グループホーム、小規模多機能居宅介護で
使える個別ケア推進の仕組み

開催のご案内

拝啓

盛夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。皆様には、地域での福祉・介護に尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、このたび施設ケア、地域ケアの推進をはかることを目的として、標記研究会を9月6日～8日に別紙のごとく開催することといたしました。日本全国の先進施設が実践事例を発表し、グレードアップケアの基礎的理解、食事ケア、排泄ケア、介護の心に関する特別講義が行われます。これらは、施設運営における安定したケアの構築と職員の定着において数々の事業所で高い実績が認められております。

別添のごとく開催要綱、参加申込書他をお届けいたします。ご多忙の中とは存じますが、貴職ならびに関係職員の参加につきまして、ご高配を賜りたくお願い申し上げます。なお、参加申込などの取りまとめは近畿日本ツーリスト東京団体旅行支店に依頼しております。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

第8回 全国高齢者ケア研究会 先進事例フォーラム in 東京
開催日程

- 開催日 平成24年9月6日(木) 15時00分～18時30分
9月7日(金) 10時00分～16時30分
9月8日(土) 10時00分～12時00分

9月6日(木)	15:00 ~ 18:30 特別講義 シアター1010(劇場)	19:00～ 全体交流会 ホテルラングウッド
9月7日(金)	10:00 16:30 第8回 全国高齢者ケア研究会 シアター1010(劇場)	各自交流
9月8日(土)	10:00 12:00 施設見学 千住桜花苑・足立新生苑	

- 開催場所 東京都足立区
・北千住マルイ11階のシアター1010劇場(北千住駅西口に直結)
東京都足立区千住3-92 電話03-5244-1010 FAX 03-3881-3133
移動(到着地、会場、宿泊先他)については各自でお願いいたします。
- 参加費 研究会参加費 9月6-7日 ¥9,000円(資料代込み)
交流会会費 9月6日 ¥7,000円 希望者のみ
施設見学 9月8日 希望者のみ(移動は各自でお願いします)

以上

問い合わせ連絡先

○開催内容

〒120-0041 東京都足立区千住元町18-19
社会福祉法人 聖風会 千住桜花苑 <http://www.seifuukai.or.jp/>
電話 03-5244-6881 FAX 03-5244-6880 e-mail senju_oukaen@seifuukai.or.jp
担当 近藤常博(こんどう つねひろ)、渡邊秀雄(わたなべ ひでお)

○参加申込、宿泊手配

〒130-0022 住所 東京都墨田区江東橋3-4-2 錦糸町マークビル3階
近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本
電話 0570-064-205 FAX 03-6730-3230 e-mail tourdesk39@or.knt.co.jp
担当 「全国高齢者ケア研究会先進事例フォーラム in 東京」 係

第8回 全国高齢者ケア研究会 先進事例フォーラム in 東京

参加登録・宿泊のご案内

開催に際しまして、全国各地から参加される皆様方の便宜を図るため、近畿日本ツーリストが参加される皆様の参加予約
手続ならびに宿泊予約のお手伝いをさせて頂くことになりました。皆様のお申込を心よりお待ちしております。

参加申込について

- 【開催期日】 平成24年9月6日(木)・7日(金)
【開催場所】 シアター1010 〒120-0034 東京都足立区千住3丁目92 03-5244-1010
【研究会参加費】 9月6日(木)・7日(金) : お一人様 9,000円(資料代込)
【交流会参加費】 7,000円(希望者のみ)【交流会開催場所:日暮里 ホテルラングウッド 2F 鳳凰の間(予定)】
【施設見学】 9月8日(土) (希望者のみ。移動は各自でお願いします。)
【宿泊】 会場周辺の宿泊をご用意しております。
【申込方法】 別紙参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。
事務手数料として、1件につき300円を申し受けます。
お電話でのお申込は受付致しておりません。
お申込後10日以内にご請求のご案内をお送りいたします。
【申込締切】 2012年8月10日(金) 17:00
【変更・取消】 お電話でのお変更は受付致しておりません。参加申込書を訂正の上、必ず書面にてご連絡下さい。
変更・取消はFAXにてお送りください。
【取消料】 取消の場合、取消日の期日によって、下記の取消料を申し付けますので、ご了承下さい。
下記の当該日数は、ご利用日の前日から起算した日数とさせていただきます。

取消日	項目	14日以前	13～7日前	6～2日前	前日	当日・無連絡
取消料	研究会参加費	お申込後の取消につきましては、大会参加費の返金は致しません。				
	全体交流会	無料		100%		
	宿泊	無料	20%	30%	50%	100%

※土・日・祝祭日及び営業時間外の変更・取消は受付できません。

翌営業日扱いとなりますので、ご注意下さい。

※予約の変更・取消に伴うご返金は、研究会終了後に所定の取消料及び振り込み手数料を差し引き
ご返金させていただきます。多少日数がかかる場合がございますので、予めご了承下さい。

※FAX・郵送にてお申込の場合の事務手数料は、ご返金致しかねますのでご了承下さい。

※研究会当日の会場での返金及び領収は致しかねますので、ご了承下さい。

※研究会参加、交流会につきましては、後述のご旅行条件書に拠りません。

- 【振り込み期限】 2012年8月22日(水) 15:00 厳守をお願いいたします。
なお恐れ入りますが、振り込み手数料はお客様負担にてお願い致します。

振込先 三井住友銀行 関東第一支店 普通口座 5661667 キンキニッポソーツリスト(カ)

- 【最終のご案内】 ご入金の確認後、参加証・領収証等を送付いたします。送付予定期間は、8月下旬です。

宿泊プランのご案内

宿泊を希望される方は、ホテルを斡旋します。参加申し込みと併せてお申し込みください。

平成24年 9月6日(木)～の1泊

ホテル記号	ホテル名	部屋タイプ	ご宿泊代金 (お1人様)	最寄駅	会場最寄駅(北千住) までの所要時間
①	ホテルラングウッド	シングル	11,000	日暮里駅徒歩1分	常磐線で8分
②	チサンホテル上野	シングル	10,000	上野駅徒歩7分	東京メトロ日比谷線で9分

※最初催行人員 1名様 ※添乗員は同行いたしません。

※上記料金は、おひとりあたりの1泊朝食付・税金・サービス料込の料金です。

※ホテルは、お申込順にて受付致しますので、満室の場合にはご容赦ください。

※旅行代金に含まれるもの:①宿泊代金 ②朝食代金 ③サービス料・消費税等諸税

※旅行代金に含まれないもの:上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

①個人的性質の費用:飲食代、クリーニング代、電話代など②傷害、疾病に関する医療費

③任意の旅行傷害保険 ④出発地⇄ホテル間の移動にかかる費用

【会場・ホテル等概略図】



【ホテル周辺マップ】

ホテルラングウッド



【TEL】 03-3803-1234

【交通】 JR線／日暮里駅南口徒歩1分
京成線／日暮里駅徒歩3分

チサンホテル上野



【TEL】 03-5828-0108

【交通】 JR「上野駅」浅草口より徒歩8分
東京メトロ銀座線「稲荷町駅」より徒歩2分

【参加申込み・お問合せ・お申込先】

観光庁長官登録旅行業第20号 (社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員



近畿日本ツーリスト株式会社
トラベルサービスセンター東日本

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-4-2 錦糸町マークビル3階

TEL: 0570-064-205

FAX: 03-6730-3230

※ひかり電話・PHSからはご使用いただけません。お持の携帯電話よりお問い合わせください。

E-mail: tourdesk39@or.knt.co.jp

営業時間 10:00~17:00(月~金) 土・日・祝日は休業となります
休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります
「全国高齢者ケア研究会 先進事例フォーラム in 東京」係

総合旅行業務取扱管理者: 井上和直・伊藤義彦

総合旅行業務取扱管理者とは、各支店での取引の責任者です。
この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。

【旅行企画・実施内容についてのお問い合わせ】

観光庁長官登録旅行業第20号 (社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員



近畿日本ツーリスト株式会社
東京団体旅行支店

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13

住友商事神田和泉町ビル12階

営業時間 9:30~17:00(月~金) 土・日・祝日は休業となります
全国高齢者ケア研究会 先進事例フォーラム in 東京係
担当: 矢島・立山



【開催内容に関するお問い合わせ】

全国高齢者ケア研究会
先進事例フォーラム in 東京事務局
社会福祉法人 聖風会 千住桜花苑

〒120-0041 東京都足立区千住元町18-19

TEL03-5244-6881 FAX03-5244-6880 担当: 近藤・渡邊

ご旅行条件書

■お申し込み

- 1) 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。
* 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)
- 3) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 4) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)
15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 5) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等で受けできない場合もあります。
② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前で変更の日も問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- 1) 当社は天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたり日より前にお知らせします。
- 2) 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行において、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

- ① 旅行契約内容に重要な変更がなされたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項「7～8」に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地震、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社のお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交遊

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

- 1) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名・性別・年齢・電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- 2) 当社およびご旅行をお申込んだ受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。
- 3) 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- 4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行業約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧になれます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。